# 長与町農業委員会会議録

平成２９年１月２５日

注：発言の内容については、その要旨を記載しております。
個人情報に関する部分については、内容を〇又は（）に置き換えています。

長与町農業委員会

# 平成２９年１月農業委員会総会

１．日時　　平成２９年１月２５日（水）　　１５時３０分から１７時００分

２．場所　　長与町役場４階第２委員会室

３．出席委員（１４名）

会長職務代理者　　２番　辻　末男

委員　　４番　入江　武則　　５番　白﨑　純範　　６番　河内　秀治
７番　井上　良信　　８番　柳原　厚志　　９番　山本　純博
１０番　水谷　勉　　１１番　柿本　正博　　１２番　柿本　香代
１３番　上杉　司　　１４番　浅井　春千代　　１５番　松尾　義徳
１６番　柿本　尚文

４．欠席委員（２名）　　１番　田中　稔　　３番　山口　益子

５．議事日程

第１　　議事録署名委員の指名　５番　白﨑　純範　　９番　山本　純博
第２　　第１号議案　農業振興地域整備計画変更に伴う意見聴取について
第３　　第２号議案　農用地利用集積計画について
第４　　第３号議案　長与町農地利用最適化推進委員の選任に関する規則について
第５　　第１号報告　農地法第５条第１項第６号の規定による農地転用届出について
第６　　第２号報告　農地改良届出について

６．農業委員会事務局職員

事務局長　　森　省二
課長補佐　　村田　佳美
農政農地係主任　　岩瀬　博暢

７．産業振興課

農林水産係　　中山　高宏

８．長与・時津環境施設組合

事務局長　　山口　正
専門員　　日野　勉

事務局　それでは平成２９年１月の総会開催にあたりまして、長与町農業委員会総会規則第６条により、在任委員で総会を開催する過半数以上、「１４人」の出席であることを報告致します。本日の欠席者は、１番、田中稔委員、３番、山口益子委員のお二人です。田中委員の欠席に伴い、農業委員会等に関する法律第５条第５項の規定により、会長欠席のため委員が互選した２番、辻職務代理者が、本日その職務を代理することになります。では、初めに、挨拶を職務代理に頂いてから、総会等の進行をお願いします。

議　長　本日は、会長の欠席に伴い、議長を務めます。進行がスムーズに進むようご協力をよろしくお願いします。

それでは、平成２９年１月の農業委員会総会を開催致します。まず、始めに日程第１の農業委員会総会規則第１８条の規定によりまして、議事録署名委員を２人指名致します。５番、白﨑純範委員、９番、山本純博委員を指名致します。日程第２、本日は、第１号議案農業振興地域整備計画変更に伴う意見聴取についてが３件。第２号議案、農用地利用集積計画が１件。第３号議案長与町農地利用最適化推進委員の選任に関する規則が提示されております。また、報告事項では、農地法第５条の届出が３件。農地改良届出が２件となっています。では、日程第２、提出された議案の審議に入ります。第１号議案農業振興地域整備計画変更に伴う意見聴取について、除外の３件が議案として出されていますが、産業振興課の説明の前に事務局からは何かありませんか。

事務局　それでは議案書の表紙を１枚めくって頂いてこの１ページから２５ページまでが除外に対する意見聴取の資料となっています。除外の申請が３件出されております。１件目の除外が１ページから９ページで目的は、板ノ浦公園整備によるものです。斉藤郷（地番）、（地番）の１９筆、除外面積９，４３８㎡です。２件目の除外が１０ページから１７ページで目的は（施設名）用地によるものです。岡郷（地番）の３筆、除外面積１，９９４㎡です。３件目の除外が１８ページから２５ページで目的は倉庫用地、資材置場及び駐車場によるものです。岡郷（地番）の１筆、除外面積１，０８７㎡です。この３件が審議内容です。事務局からは以上です。

議　長　それでは、除外について、担当課から一括して説明をお願いします。

産業振興課　産業振興課の中山です。私から第１号議案について説明させていただきます。

第１号議案の１ページ目をご覧ください。長与農業振興地域整備計画変更に伴う意見聴取について、こちらは長与町が定める農業振興地域整備計画の変更について、農業委員会へ意見を求めるものです。今回は、１０７から１０９の３件、いずれも除外となります。添付書類として、計画変更理由書、変更箇所表示位置図、その他関係資料を添付しております。２ページをご覧ください。意見書といたしまして、１．別紙計画変更について、農業振興上支障はない。２．別紙計画変更について、農業振興上支障あり。どちらかでご意見を頂戴します。３ページをご覧ください。それでは、

変更番号１０７番の説明をいたします。除外の目的は、板ノ浦公園整備のため。事業計画者の氏名・住所は、長与・時津環境施設組合管理者吉田愼一、住所は、西彼杵郡長与町斉藤郷１０７３番地です。土地の表示ですが、全部で１９筆ございます。詳細は５ページにありますので今回は、１筆ずつの読み上げは省略させていただきます。合計として除外面積計９，４３８㎡です。続いて４番（１）事業計画ですが、板ノ浦公園の用地として整備を行います。（２）法第１３条第１項の変更理由ですが、ゴミ焼却施設（クリーンパーク長与）の建設の条件として、地元住民より公園の整備を要望されているため。（３）法第１３条第２項の要件を満たすと判断する理由ですが、まず、必要性として、ゴミ焼却施設を建設するにあたり、申請者と地元との協議書で板ノ浦公園整備が決定されており、当該公園の整備のため、対象区域内の農振農用地の除外が必要となります。②規模の妥当性ですが、地元住民の憩いの場となる自然公園の整備のために必要な面積９，４３８㎡を除外するものであり、妥当だと判断されます。③の代替性ですが、当初より、長与・時津の焼却場建設の条件として、本区域に公園の整備を求められていたため。また、周囲には公園用地として確保可能な、同程度の面積の一団の土地は存在しないということです。続いて、④農用地区域の集団化、農作業の効率化、総合的な利用上の支障がないと判断する理由ですが、当該申出地については、農振白地に接しており、大部分が非農地となっている状況であるため、農用地区域の集団化、農作業の効率化、総合的な利用上の支障はございません。⑤の認定農業者等に対する農用地の利用集積に支障を及ぼす恐れがないと判断する理由ですが、当該申出地については、農振白地に接しており、大部分が非農地となっている状況のため、農用地の利用集積に支障を及ぼす恐れはございません。また、周辺農用地には認定農業者の所有する農地は存在しません。⑥土地改良施設の有する機能に支障がないと判断する理由ですが、申出地の周辺部には、農業用施設及び土地改良施設はございません。⑦の土地改良事業等が行われていない、または事業完了後８年を経過した土地であると判断する理由ですが、申出地に土地改良事業等は行われておりません。５番で、農業委員会の意見を本日頂戴いたしまして、その他に６番で、別途、農協様にも意見を聴取しているところです。

続いて６ページをお開きください。変更箇所の表示図になります。黄色で着色している部分が、農振農用地で、赤色で表示している部分が、今回計画のために除外を行う部分になります。

続いて７ページをご覧ください。位置図となります。○○（施設名）付近の海沿いの一帯となります。

続いて８ページをご覧ください。こちらが航空写真となります。状況としましては、西側の部分のみ一部耕作地ですが、残りは山林原野化の状況となっております。

続いて９ページですが、こちらが板ノ浦公園の計画図となっております。

以上で変更番号１０７の説明を終わります。

続きまして、変更番号１０８の説明をいたします。１１ページをご覧ください。除外の目的は、（施設名）用地です。事業計画者の氏名は（会社名）、代表取締役（氏名）、住所は、西彼杵郡時津町浜田郷（地番）。土地の表示ですが、所在地は、長与町岡郷（地番）、同じく（地番）、同じく（地番）です。用途区分としては、（施設名）用地で、面積はそれぞれ８６８㎡、２２㎡、１，１０４㎡全て除外となります。続いて登記地目と現況ですが、今回の除外の申出地につきましては、登記、現況とも田畑、農地がございません。全て非農地になります。非農地に農振農用地がかかっていたため、除外の申し出となっております。登記地目はそれぞれ、山林、公衆用道路、山林、現況は、雑種地、公衆用道路、山林となっております。地権者は、事業計画者と同じく、（氏名）です。農

用地区域の除外面積の計は、１，９９４㎡です。

続いて事業計画ですが、（施設名）用地及び駐車スペースの整備です。（２）法第１３条第１項の変更理由ですが、○○○○や○○○○での（施設名）用地の整備を行うため。続いて、法第１３条第２項の要件を満たすと判断する理由ですが、①必要性として、事業計画者は、（施設名）を営んでおり、○○○○や○○○○の（施設名）が長与町、時津町には、現在存在しないため、早急に（施設名）用地を設けたい。②規模の妥当性ですが、○○が自由に運動できるスペースの確保と、利用者の駐車場として、農用地以外の土地も含めて（施設名）用地として最低限の面積を利用するものであり、妥当だと判断されます。続いて③代替性ですが、付近の農振白地を検討していただきましたが、傾斜が急である、近隣に民家が多い等の理由で断念し、周囲に民家が無く、現状のまま（施設名）事業が実施できる当該地を選定したということです。続いて、④農用地区域の集団化、農作業の効率化、総合的な利用上の支障がないと判断する理由ですが、当該申出地については、全て登記、現況ともに非農地であり、農振白地に接しているため、農用地区域の集団化、農作業の効率化、総合的な利用上の支障はございません。続いて⑤認定農業者等に対する農用地の利用集積に支障を及ぼす恐れがないと判断する理由ですが、申出地については、登記、現況ともに非農地であり、農振白地に接しているため、農用地の利用集積に支障を及ぼす恐れはございません。なお、周辺農用地には認定農業者の所有する農地は存在しません。続いて⑥土地改良施設の有する機能に支障がないと判断する理由ですが、申出地の周辺部には、農業用施設及び土地改良施設はございません。続いて⑦土地改良事業等が行われていない、または事業完了後８年を経過した土地であると判断する理由ですが、申出地に土地改良事業は行われておりません。こちらについては非農地のため、農協様への意見聴取を行っておりません。

続いて１３ページをご覧ください。こちらが変更箇所の表示図になります。赤色で表示している部分が、除外の箇所となります。

続いて１４ページをご覧ください。場所の地図ですが、国道２０７号線から（施設名）の先より海側へ下りていく場所になります。

続いて１５ページ、１６ページをご覧ください。こちらが現況の写真となっております。上の写真が主に西側、下の写真が東側となっております。この赤で囲まれた部分が、農振農用地がかかっている場所です。なお、写真のとおりですが、本件は、既に造成等がなされております。本件は、農地ではないため、農地法上の問題はありませんが、農振農用地の除外の前に造成を行ってしまったということで、これは違反開発行為となります。こちらの対応のために、事前に県に対して、違反開発事案として報告を行っておりまして、県から町の判断に従って除外しても問題ないとの判断の通知を得た上で、今回の除外申請としております。

続いて１７ページをお開きください。こちらが計画図となります。赤枠で囲った部分が農用地の部分となります。下の部分と併せて（施設名）用地となります。こちらの中で、（施設名）スペースは全て芝生敷きで、周りをフェンスで囲みます。その他建物等の建設はございません。なお、今回は（施設名）と言う事で、○○が逃げ出す恐れが無いかというところが問題だと思われますので、確認をしたところ充分なフェンスの高さを確保します。とのことで、フェンスの高さは１．５ｍと聞いております。なお、基本的に○○はフェンスを越えようとはせず、フェンスの下もしくは出入り口から脱走するということです。こちらの（施設名）の囲いの精度としては、○○大学の施設と同様に考えているとのことです。具体的には、出入り口は二重扉にして、フェンスの下には逃げ出

す隙間を作らないようにしますとのことでした。

続いて変更番号１０９について説明をいたします。１９ページをお開きください。除外の目的は、倉庫用地、資材置き場及び駐車場。事業計画者の氏名は、（氏名）さん、住所は、西彼杵郡長与町吉無田郷（地番）。こちらの（氏名）さんについては、嬉里郷で（事業所名）という業者さんです。土地の表示ですが、長与町岡郷字（地番）。用途区分は、倉庫用地、資材置き場及び駐車場。除外面積は１，０８７㎡。登記地目は畑。現況地目は、畑、荒廃農地となっております。地権者の氏名は、（氏名）さん。住所は、長与町岡郷（地番）。事業計画は、倉庫用地、資材置き場及び駐車場となっております。法第１３条第１項の変更理由は、事業計画者の業務用倉庫用地、資材置き場及び駐車場となっております。法第１３条第２項の要件を満たすと判断する理由の①必要性として、事業計画者は、既存の倉庫・資材置き場が、業務拡大により手狭となり、近隣に新たな倉庫、資材置場と駐車場を設ける必要が生じたということです。②規模の妥当性としては、事業の拡大に伴う設備拡大、充実のための必要最小限の規模、１，０８７㎡を除外するものであり、妥当だと判断されます。③代替性については、付近の農振白地を検討したが、広さが足りずに断念した。現在申請地の近くに（事業所名）様の倉庫がありますが、近隣で、業務拡大に対応できる広さのある土地が当該地以外に無かったとのことです。続いて④農用地区域の集団化、農作業の効率化、総合的な利用上の支障がないと判断する理由は、当該申出地については、農振白地と海に接する、他と分断した小規模な農用地の一部であるため、農用地区域の集団化、農作業の効率化、総合的な利用上の支障はございません。⑤認定農業者等に対する農用地の利用集積に支障を及ぼす恐れがないと判断する理由ですが、当該申出地については、登記・現況ともに非農地であり、農振白地に接しているため、農用地の利用集積に支障を及ぼす恐れはありません。なお、周辺農用地には認定農業者の所有する農地は存在しておりません。⑥土地改良施設の有する機能に支障がないと判断する理由は、申請地の周辺部には、土地改良施設はない。土地改良事業等が行われていない、または事業完了後８年を経過した土地であると判断する理由については、申請地につきましては、土地改良事業等は行われておりません。本件につきましては、農協様へ意見聴取をしております。

続いて、２１ページをお開きください。本件の変更箇所を表示しております。赤色の部分を除外しておりまして左の部分は海です。

続いて２２ページをお開きください。（地区名）の海沿いの土地になります。また、申請地は赤色で表示されておりますが、その二つ上に（事業所名）と表示してありますが、こちらが申請者の事業所になります。

続いて、２３ページ、２４ページをご覧ください。こちらが現況の写真となります。なお、車が停まっている部分がございますが、こちらが、（事業所名）の従業員がやむを得ず停めている状況ですので、こちらの解消のためにも申請地を新たに駐車場として利用したい。とのことでした。

続いて２５ページをお開きください。こちらが計画図となります。図面の上の方が○○（海）になります。主に、作業場兼保管庫としての倉庫、ラックなどの資材置場、トラック置場、あとは従業員用の駐車場となっております。

以上で１０７から１０９までの３件の説明を終わります。

議　長　　説明がおわりましたが、１件目、２件目、３件目について、ご意見、質問はありませんか。

５番、白﨑委員。

５　番　　板ノ浦公園の計画については、先ほどの説明のとおりです。ゴミ焼却場を作るときに、地元から公園を作って欲しいと要望したものです。場所については、大きな笹が生えており荒地になっています。６ページの図面を見ると土地を手放さないという方もおられ、公園用地の一部は虫食い状態になっています。

議　長　　４番、入江委員。

４　番　　公園用地は、○○（海）に接しており人や車が集まると思われますが、漁協との協議はされていますか。

長与・時津環境施設組合　　今回の公園につきましては、現地地形を生かした公園となりますが、水路等に若干の土砂が流れておりますので、大村湾漁協の組合長さんと協議し、安全上、オイルフェンスを２箇所設けております。

議　長　　他にご意見、質問はありませんか。
１６番、柿本委員。

１６番　　岡郷の２件につきまして地元の委員として説明いたします。1月２０日に現地を確認いたしました。（施設名）用地の現況については、山林と雑種地で問題ありません。施設の概要につきましては、事務局より詳しく説明がありましたように、現地でも（事業計画者）が立ち会われ、付近への被害が及ばないよう対策を行いますと説明を受けましたので問題ないと思っております。
次に、（事業所名）の資材置場についても事務局より説明があったように業務拡張のため資材置場や従業員の駐車場に利用するとのことでしたので、問題ないと思っております。また、現況地目は畑となっておりますが、以前、ビワのハウス栽培をしていた所ですが、現在は栽培されておらず、除外をしても問題になる所ではありません。

議　長　　他にご意見、質問はありませんか。
１０番、水谷委員。

１０番　　板ノ浦公園の件ですが、この中に（地番）と（地番）が孤立したようになっています。中抜きに

なり、連たんして除外しなくてもいいのか。また、この農地は公園に囲まれて支障が無いのかお尋ねします。

事務局　中抜きの除外については、この農地は耕作されておらず、実質非農地のため、県との協議の結果問題無いとの回答を得ています。

議　長　水谷委員、よろしいですか。

１０番　非農地ということであれば、問題無いと思います。図面上、農地となっておりましたので、耕作されていると思い、周囲を公園に囲まれ支障があるのではないかと思い質問しました。

議　長　他にご意見、質問はありませんか。

【意見・質問無し】

議　長　これで、ご意見、質問並びに審議を終了いたします。
提出された、３件の除外申請は説明があったとおりですが、意見書に農業振興上、支障あり、なしの判断をする必要がありますので、支障あり、支障なしのどちらかを伺います。
１件目について支障あり、支障なしのどちらですか。

【支障なしの声あり】

議　長　１件目につきましては、支障なしといたします。
２件目について支障あり、支障なしのどちらですか。

【支障なしの声あり】

議　長　２件目につきましては、支障なしといたします。
３件目について支障あり、支障なしのどちらですか。

【支障なしの声あり】

議　長　　３件目につきましては、支障なしといたします。

議　長　　支障なしとの発言でしたので、「支障なし」での意見といたします。担当課は、退席されて結構です。

次に第２号議案、農用地利用集積計画について説明をお願いします。

事務局　　それでは第２号議案農用地利用集積計画に入りますが、１ページから４ページの例月・規定・集計表等については、省略させていただきます。

では、議案書の６ページをお開き下さい。利用権の設定を受ける者の氏名及び住所、（氏名）さん、長与町斉藤郷（地番）。利用権を設定する者の氏名及び住所、（氏名）さん、長与町斉藤郷（地番）。利用権を設定する土地は、長与町斉藤郷（地番）、田、１，３２７㎡の１筆です。利用権の種類は、使用貸借権で具体的な作物は水稲です。平成２９年２月１日から３２年１月３１日までの３年間です。継続になります。

設定場所を申し上げます。８ページをお開き下さい。役場方向、国道２０７号線の〇〇体育館手前の信号を左折し、〇〇橋を渡り、橋の取り付けの下部分、通称、〇〇と言われているところ付近になります。以上で説明を終わります。

議　長　　地区担当委員さんからは、ありませんか。

５番、白﨑委員。

５　番　　この水田は継続で、これまでも水田を耕作されているため別段、問題は無いと思います。

議　長　　ご意見・質問はありませんか。

【意見・質問無し】

議　長　　これで、審議を終了致します。説明のとおり、許可することについて、ご異議ありませんか。

【異議無しの声あり】

議　長　　異議無しとのことですので、許可することに決定致します。

では、第３号議案、長与町農地利用最適化推進委員の選任に関する規則について、説明をお願いします。

事務局　　第３号議案長与町農地利用最適化推進委員の選任に関する規則について説明します。１ページをお開き下さい。

長与町農地利用最適化推進委員の選任に関する規則。この規則は、農業委員会等に関する法律第１７条の規定に基づき委嘱する長与町農地利用最適化推進委員の選任の手続等に関して、法律施行規則によって定めるものです。

推薦及び募集について、第２条、推進委員の選任方法は、農業委員と違いまして、地区からの推薦及び一般募集といたします。地区については、次の表に掲げるとおりで募集します。本川内地区１名。平木場地区１名。三根地区吉無田地区まなび野地区１名。高田地区１名。丸田地区１名。嬉里地区１名。斉藤地区１名。岡地区１名になります。

被推薦者及び応募者の資格といたしまして、推進委員の候補者として推薦を受ける者及び募集に応募する者は、農地等の利用の最適化の推進に熱意と識見を有する者で、推進委員に委嘱する予定の日において、次のいずれにも該当するものとします。原則として町内に住所を有する者、町が設置する他の附属機関の委員でない者、長与町に勤務する地方公務員法第３条第２項に規定する一般職の職員でない者、長与町暴力団排除条例第２条第２号に規定する暴力団員でない者です。

周知といたしまして、農業委員会は、第２条に規定する推薦の求め及び募集に関し必要な事項を決定したときは、遅滞なく、これを次に掲げる方法その他適切な方法により公表し、農業者その他の関係者に周知するものとする。町広報誌への掲載、町ホームページへの掲載、町掲示場への掲示となります。

推薦手続は、省令第１１条に規定する推進委員の候補者を推薦しようとする者が提出する書類は、個人が推薦する場合にあっては長与町農地利用最適化推進委員候補者推薦届出書（個人用）（様式第１号）により、法人又は団体が推薦する場合にあっては長与町農地利用最適化推進委員候補者推薦届出書（法人・団体用）（様式第２号）による。個人による推薦は、当該推薦を受ける者と同一の地区の区域内に住所を有する２名以上の農業者等による連名を要し、その届出に長与町農地利用最適化推進委員候補者推薦届出承諾書（様式第３号）及び宣誓書（様式第４号）を添付しなければならない。推薦に係る手続は、文書をもって行わなければならない。

募集手続については、省令第１１条に規定する推進委員の募集に応募しようとする者が提出する書類は、長与町農地利用最適化推進委員応募届出書（様式第５号）によるものとする。応募に係る手続は、文書をもって行わなければならない。

推薦及び募集の期間については、第２条に規定する推薦及び募集の期間は、２８日とする。２月号の広報へ募集の掲載を予定しており、募集期間は、２月２１日から３月２１日までの２８日とする。

推薦及び募集状況の公表につきまして、農業委員会は、第２条に規定する推薦を受けた者及び募集に応募した者の氏名、年齢、職業等を公表するものとする。前項の公表は、町ホームページへの掲載、町掲示場への掲示その他の方法により、前条の期間の中間及び期間終了後に遅滞なく行うものとする。

推進委員の委嘱について、農業委員会は、長与町農業委員会総会規則に定める総会において、推進委員に委嘱する者を決定した上で、その者を委嘱し、及び辞令を交付するものとする。

推進委員の補充、農業委員会は、推進委員について欠員を生じた場合は、法、省令及びこの規則に定める手続に基づき、推進委員の補充に努めなければならない。

その他、この規則に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附則、この規則は、公布の日から施行する。

次のページ以降につきましては、様式となります。以上で説明を終わります。

議　長　説明がおわりましたが、ご意見、質問はありませんか。
５番、白﨑委員。

５　番　農地利用最適化推進員は地区からの推薦及び一般募集とのことですが、農業委員についても地区割りはありますか。

事務局　農業委員１２名については、地区割りはありません。

議　長　他にご意見、質問はありませんか。
１０番、水谷委員。

１０番　報酬については、報酬審議会へかけていますか。

事務局　報酬については、審議会等の所定のプロセスの後、最終的に議会の議決を経て決定します。

議　長　他にご意見、質問はありませんか。
１５番、松尾委員。

１５番　農業委員について推薦等をして当選結果はいつわかりますか。

事務局　農業委員については最終的に議会の承認議決が必要になりますので、平成２９年６月議会の後になります。

議　長　他にご意見・質問ありませんか。

【意見・質問なし】

議　長　これで審議を終了致しますが、説明のとおり承認することについて、ご異議ありませんか。

【異議なしの声あり】

議　長　異議無しとのことですので、承認することに決定いたします。

議　長　これからは、報告事項に移りますが５条の１件目と２件目は続けて報告して下さい。

事務局　別紙の、平成２９年１月農業委員会総会報告事項の１ページをお開き下さい。１ページから２ページまでは同地区ですので内容もまとめて先に申し上げます。農地法第５条第１項第６号の規定による農地転用届出です。

１ページをお開き下さい。１．当事者の氏名・住所・職業。譲渡人は、（会社名）。代表取締役（氏名）さん。福岡市博多区博多駅前（地番）、不動産業者です。譲受人は、（氏名）さん。長崎市岩見町（地番）、会社員です。２．土地の所在等。ヴューテラス長与北陽台の（街区番号）、１８４㎡です。３．転用計画は、宅地造成。４．申請日は、平成２８年１２月２２日。５．専決処分の日は平成２８年１２月２６日。以上のとおり、長与町農業委員会事務局の設置及び事務処理等に関する規則第７条第２項の規定により、専決処分をしたので報告いたします。平成２９年１月２５日長与町農業委員会事務局長森省二。

次に２ページをお開き下さい。１．当事者の氏名・住所・職業。譲渡人は、（氏名）さん、長与町高田郷（地番）、農業です。譲受人は、（氏名）さん、長与町嬉里郷（地番）、会社員です。２．土地の所在等。ヴューテラス長与北陽台の（街区番号）、１７７㎡です。３．転用計画は、宅地造成。４．申請日は、平成２８年１２月２２日。５．専決処分の日は平成２８年１２月２６日。以上のとおり、長与町農業委員会事務局の設置及び事務処理等に関する規則第７条第２項の規定によ

り、専決処分をしたので報告いたします。平成２９年１月２５日長与町農業委員会事務局長森省二。
次に３ページをお開き下さい。届出の場所を申し上げます。各街区の位置につきましては、ヴューテラス長与北陽台の計画図でご覧頂くということで省略させていただきます。以上です。

議　長　　ただ今、事務局から報告がありましたが、何か尋ねたいことはありませんか。

【意見・質問無し】

議　長　　続けて３件目の説明をお願いします。

事務局　　次に４ページをお開き下さい。１．当事者の氏名・住所・職業。譲渡人は、（氏名）さん。長与町岡郷（氏名）。農業です。譲受人は、（氏名）さん、長与町吉無田郷（地番）、自営業です。２．土地の所在等、長与町嬉里郷（地番）、畑、２１２㎡です。３．転用計画は、植林。４．申請日は、平成２８年１２月２６日。５．専決処分の日は平成２８年１２月２８日。以上のとおり、長与町農業委員会事務局の設置及び事務処理等に関する規則第７条第２項の規定により、専決処分をしたので報告いたします。平成２９年１月２５日長与町農業委員会事務局長森省二。
次に５ページをお開き下さい。届出の場所を申し上げます。嬉里郷（自治会名）の〇〇〇公園から図面でいきますと右方向に行ったところになります。以上です。

議　長　　ただ今、事務局から報告がありましたが、何か尋ねたいことはありませんか。
１６番、柿本委員。

１６番　　転用計画は植林をされるとのことですが、樹種は何を植えられるのですか。

事務局　　植林の計画としましてはサカキ、ツバキ等の常緑樹を５本とツツジ等の低木樹を５本の計１０本を植林する計画になっております。

議　長　　他にありませんか。

【意見・質問無し】

議　長　　それでは、次に１件目の農地改良届出の報告をお願いします。

事務局　　６ページをご覧下さい。農地改良届の報告です。土地の所在等ですが、長与町本川内郷（地番）、台帳・現況地目とも畑、面積３，９０７㎡のうち１，８００㎡が対象となっています。所有者の氏名（氏名）さん、住所は、長与町本川内郷（地番）、作付け作物は、ミカンです。工事期間は、平成２９年３月１０日までの予定です。農地改良とその他の内容ですが、６枚を４枚の畑にするための土地の形状変更と併せて、現在、栽培されているミカンの木を抜根して、その後、若木に植え替える計画です。また、この改良に関しては、町単独事業の小規模基盤整備事業を利用されることになっています。上記のとおり、農地改良届出を平成２８年１２月１９日に、現地確認を平成２８年１２月２２日にいたしましたので、報告いたします。平成２９年１月２５日、農業委員柿本正博代読です。

改良の届出場所を説明いたしますので、７ページをお開き下さい。本川内郷の○○バス停を基点にしまして、町道を、○○○トンネル入口の長崎多良見線に向かって、約４２０ｍ行ったところの道路右下になります。以上で説明を終わります。

議　長　　今の説明を受けて尋ねたいことはありませんか。

【意見・質問無し】

議　長　　続いて２件目の農地改良届出の報告をお願いします。

事務局　　続いて８ページをご覧下さい。土地の所在等ですが、長与町平木場郷（地番）、台帳・現況地目とも田、面積８１６㎡と同じく（地番）、台帳・現況地目とも田、面積１，９８５㎡のうち５００㎡が対象となっています。所有者の氏名、（氏名）さんと（氏名）さんのご夫婦です。住所は長与町平木場郷（地番）。作付け作物は、ミカンです。工事期間は、平成２９年６月３０日までの予定です。農地改良の内容ですが、吉無田郷池山土地区画整理事業の土地造成残土を使用して、田から畑へ転換工事を行ない、８１６㎡と一部の５００㎡の合計１，３１６㎡に盛土工事を行い、畑を造成し、その後、ミカン作付けをする計画です。上記のとおり、農地改良届出を平成２８年１２月１９日に、現地確認を平成２８年１２月２２日にいたしましたので、報告いたします。平成２９年１月２５日農業委員辻末男代読です。

９ページをお開き下さい。平木場郷の○○○橋から町道を約２００ｍ登った三叉路附近の右側になります。以上です。

議　長　　尋ねたいことはありませんか。

【意見・質問無し】

議　長　　それでは、これで報告事項を終わります。次は、行事報告です。説明が必要であればお願いします。

【この後、平成２９年１月行事報告が行われた】

これで、本日の報告事項は終了いたしました。以上をもちまして、長与町農業委員会１月総会を閉会します。